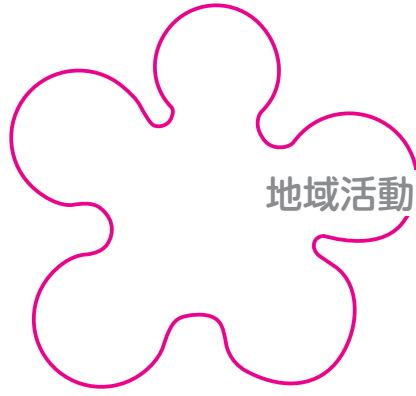


地域活動をすすめるための

地域活動ちえぶくろ



地域活動ちえぶくろ

地域活動ちえぶくろ

もくじ

はじめに	01
まず 気づきから最初の一步へ	2
一人ひとりの気づきから	03
地域の課題をはっきりさせましょう	04
仲間を探し、できることから始めましょう	05
もっとくわしく調べてみましょう	07
次に 地域活動を進めるにあたって	08
活動を進めるうえで必要な地域団体とのおつきあい	09
神戸市内の主な地域団体を知っておきましょう	11
自治会	
婦人会	
ふれあいのまちづくり協議会	
防災福祉コミュニティ	
青少年育成協議会	
まちづくり協議会	
さまざまな地域の担い手 … NPOについて知っておきましょう	21
非営利／ミッション（社会的使命）／NPO法／ボランティア	
さあ 地域活動を進めましょう	24
みんなの意見のうまいまとめ方 合意形成	25
ロバーツ・ルールの初歩 会議の規則や手続き／4つの権利／基本10原則	
ワークショップ ファシリテーター／KJ法／まち歩き	
活動をうまく進め、活発にするために 実践	31
もっと人を集める工夫 ロコミ／同じ目的を持つ団体／目を引く企画／リピーター	
広報を工夫する 印刷物／各種団体との連携／マスコミ／インターネット	
イベントを成功させよう！ 予算計画／タイムスケジュール／地域団体との連携	
資金集めの工夫 いろんなところから掻き集める／民間助成団体／申請書／企業／市民活動助成	
行政もまちづくりのパートナー！ まちづくり（推進・支援）課／協働と参画のプラットフォーム	
地域のゆるやかな連携	43
条例	46

はじめに

平成16年10月「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」が施行され、同条例に基づき市長の附属機関として設置された神戸市地域活動推進委員会では、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力とにあふれた地域社会を実現していくために、どのように市民と市が協働と参画のまちづくりを進め、そのため、今どのようなことが求められているか議論してきました。

そして自ら地域課題の解決に取り組もうとする市民のみなさんが市と協働し、スムーズに問題解決を図り、地域の総合力を高めていくには、まずそのノウハウを提供するマニュアルが必要と考え、マニュアルに盛り込むべき内容について検討を重ねました。

地域の状況は様々で、課題も異なります。そして、それぞれの地域には様々な資源があり、多くの地域組織が存在しています。しかし、残念ながら多くの地域では個人や団体がそれぞれ個別に活動しているため、地域全体としての総合力が発揮されていない状況があります。

一方、条例策定の経緯で明らかになり、その前文にも掲げられていますが、様々な組織がゆるやかにつながっている地域では、震災からの復興の過程でも活動が活発に行われ、地域の総合力が発揮されてきております。

これらを踏まえ、本マニュアルでは、自ら地域を良くしていきたいという市民の思いを具体的活動につなげ、人と人、そして地域組織がゆるやかに連携し発展していけるよう、一人ひとりの気づきから地域組織のゆるやかな連携に至るまでをそれぞれの段階に応じて解決の手法を提供していく構成としました。本冊子が積極的に活用され今後のよりよい地域づくりに活かされることを願っております。

神戸市地域活動推進委員会

神戸市地域活動推進委員会

神戸市民による地域活動の推進に関する条例第14条に規定する、地域で活動する市民委員と学識経験者からなる委員会です。



まず

✿気づきから最初の一步へ✿

自分の住むまちで、気になるところがたくさんある・・・
それを何とか変えたいけれど、地域の活動は、なかなか思うようには進まないし、
みんなの意見をまとめて行くのも大変・・・
行政に頼んでみても、これまで通りのやり方では解決しそうにないし・・・
でも、やっぱり何とかしたい・・・

そんな思い、気づきから、自分たちの住むまちを良くする活動は始まります。
あなたの気づきを大切に、まずは最初の一步を踏み出してみましよう。大丈夫。
やり方は、いろいろあります・・・

一人ひとりの気づきから

一人ひとりの気づきから

自分たちの住むまちを良くしていくにはどうしたらいいのか…?

程度の差こそあれ、自分たちの住むまちを良くしたいと思う気持ちは共通です。例えば、自治会の役員をされている方は、分別ゴミの出し方や、街灯の修繕など、日常的な暮らしに関わるさまざまな問題の苦情や相談を受けているかもしれません。

また、青少年育成協議会の方は、凶悪な犯罪が頻発する状況を見て、子どもたちが安全に暮らせる仕組みづくりに、頭を悩ませていらっしゃるかもしれません。

あるいは、ふれあいのまちづくり協議会の方々は、地域福祉センターをいかにうまく活用できるか、一生懸命アイデアを出そうとされているかもしれません。



後ほど詳しくふれますが、神戸市には、同じ地域の中に、活動目的や対象が多様ないくつもの団体があります。各団体は、地域を良くするためにそれぞれに活動を進め、一定の成果を納めています。



しかし、例えば、これまでになかったような新しい課題が生じたり、将来に備えて今から対策を考えておく必要がある場合、行政や地域団体だけで、十分な対処ができるとは限らないのです。

そんなとき、自分たちの住むまちを良くしていくのに、一番大切なものは…?

それはおそらく、あなた自身の「気づき」です。

毎日の暮らしの中で、自分の住むまちや、地域で、気になるところを発見し、そこでの問題を解決したい、もっとまちの魅力を伸ばしていきたい、という思いが、何よりも大切だと言えます。そういった気づきや思いを人に伝え、仲間を増やし、地域団体や行政と一緒に、まちを良くする活動を具体的に進めていく。

多くの地域では、そんな人々の「気づき」から最初の一步がはじまり、それが地域全体を巻き込む活動にまで発展してきています。



あなたの「まちを良くしたい」という「気づき」、ここからすべてが始まるのです。

地域の課題をはっきりさせましょう

● 「最初の一步」を踏み出す前に

「もっと快適に自分のまちで暮らすには、ここを変えなきゃいけないのでは？」

暮らしに必要なこと、大事なことをきちんと見据えると、地域の課題がはっきりとしてきます。漠然とした思いから、徐々に地域の課題をはっきりさせていく。そうすれば、それへ向けて何をすればいいのかも、明らかになってきます。例えば、神戸市内地域組織基礎調査では、環境問題（ごみ出しマナー、野生動物被害など）、高齢者の見守り・居場所づくり、住民の交流不足が課題のトップ3を占めていますが、その他にも、地域の状況に応じて、さまざまな課題があると考えられます。

その時、ひょっとすると、その課題は、いろいろな地域団体がすでに取り組んでいたり、解決策を検討していたりすることかもしれません。場合によっては、各地域団体に呼びかけ、相談すれば、解決に乗り出してくれることがあるかもしれません。また行政サービスの一環として、すぐに対応・処理してくれる場合もあるでしょう。

● 「最初の一步」までの、いくつかのステップ

そこで「気づき」から最初の一步を踏み出すのに、次のようなステップが考えられます。

1 地域の課題をはっきりさせる

地域の課題を漠然と感じたり、不安に思っているだけでは、なかなか人には伝わりませんし、共感も得られません。その課題の内容や原因が何であるのか、他の人にも説明できるように、はっきりさせておきましょう。



2 行政サービスで対応できる問題かどうか、調べてみる

地域の課題の中には、行政サービスで対応してくれることも結構あります。行政がどの程度のことできて、できないのか？ また、住民はどの程度のことをしなくてはいけないのか？ それぞれの役割を整理してみましょう。



行政サービスでは難しいと分かったら…

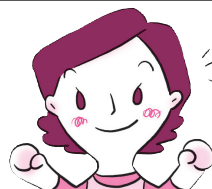
3 すでにある地域団体で対応できる問題かどうか、調べてみる

地域の団体がすでに取り組んでおり、対応できる問題もたくさんあります。調べてみて、できそうであれば、その中で自分の役割を見つけて、解決を図りましょう。



● 「最初の一步」へ！

今ある仕組みで、その課題が解決できないときには、そう、まずは「最初の一步」を、自分で踏み出してみましょう！ 本書では、そのために役立つアイデアや考え方を、ご紹介していきます。



仲間を探し、できることから始めましょう

●仲間を探す

気づいた時から、すぐ活動を始めることもできますが、やはり仲間はたくさんいたほうが良いでしょう。行政に話をするにも、地域の団体で発言するにも、一人よりは二人、二人よりは三人、よりたくさんの仲間がいたほうが、発言の意味も力も大きくなってきます。普段からおつき合いのある人から始め、仲間を探してみましょう。

○仲間探しのヒント

1 まずは、ご近所の知りあいに声を掛けてみましょう

最初は、やっぱり知っている人でないと声を掛けにくいもの。地域の中でおつき合いのある人や見知った人に声を掛け、気づいた地域的话题を話してみましょ。案外、自分の知らない情報を知っているかもしれません。



2 同じ課題を抱えている人を探してみましょう

地域の課題は、あなた一人だけが問題としていることは少ないはず。同じ考えの人は身近にいませんか？ その人は、あなたにとって強い味方。話し合うことで、課題がもっとはっきりしてくるでしょう。



3 行政も重要な情報源

課題によっては、行政も重要な情報源になります。自分が気づいた問題について、他地区でいろいろな試みをされている方を教えてもらえるかもしれません。自分の地域でなくても、同じ課題を抱えている人や団体は、やっぱり強い味方です。



くわしくは **42** ページへ

●できることからはじめてみる…

課題もはっきりし、ある程度の仲間も見つけることができました。いよいよ、活動を始めることになります。でも、最初から大きなことができるわけではありません。大きな成果にたどり着くには、着実な活動の積み上げが必要です。まずはできることから始めてみましょう。

○できることを見つけるために

1 自分たちの役割を整理する

課題をはっきりさせるとともに、その課題に対する行政や地域団体の立場も把握することが大切です。では、その上で、自分や仲間たちの役割は、どこにあるのでしょうか？ 自治会の役員会で提案すること？ すでにある活動に参加すること？ あるいは、新たに自分たちでゼロから活動を行うこと？ 役割はいろいろと考えられます。地域での自分たちの役割を整理し、「できることはなにか」を考えましょう。



2 すぐできることを見つける

自分たちの役割の中でも、「すぐできること」「時間をかければできること」「時間をかけても難しいかもしれないこと」などがあると思います。その中でも、特に大切なのは、「すぐできること」。とりあえずやってみることで、状況は変わってきます。まず、「すぐできること」を見つけてみましょう。



もっとくわしく調べてみましょう

●もっといろんなやり方があるかも…

まずは、すぐできることからやってみる。ただ、そのやり方については、いろいろな方法があるかもしれません。あなたの「気づき」や取り組みにふさわしい活動が、すでに日本各地で試みられているかもしれません。「すぐできて、もっと効果的!」そんな方法があるかもしれません。もっと詳しく調べてみるのも、スムーズな活動に向けて、重要になってきます。ここでは、詳しく調べるためのヒントを挙げてみました。

○詳しく調べてみるためのヒント

1 行政は重要な情報源

何とんでも行政は、地域の情報をたくさん持っています。まずは行政の窓口にお問い合わせみましょう。

2 他の地区の人に聞いてみる

他の地域で同じような活動をしている人がいれば、直接聞いてみましょう。実際に活動に取り組んでいる人からは、貴重な意見が聞けるはずですよ。

3 情報誌や書籍で調べてみる

地域の活動をとりあげた情報誌も行政やいろいろな団体が発行しています。他の地区の取り組みも参考にしてみましょう。また、最近では地域の問題に関連した図書もたくさん出版されています。必要に応じて探してみましょう。

4 インターネットで調べてみる

情報誌や書籍と同じく、インターネットでも、地域の問題を扱うホームページが増えています。また日本各地の情報を、即座に手に入れることができます。一度、検索を試みてはいかがでしょうか？



■情報誌や書籍

まちづくりに関する文献は、「まち活拠点 まちラボ（こうべまちづくり会館4F）」内のライブラリーに数多く収集されており、貸し出しも行っている。

「まち活拠点 まちラボ」

神戸市中央区元町通4-2-14

TEL：078-361-1550

神戸市 まちラボ



■インターネットで調べてみる

「神戸市 社会参画・地域活性化」

神戸市のホームページの中で、地域活動や市民活動を扱うのはここ。幅広い情報やリンク先がある。

神戸市 社会参画・地域活性化



「地域づくり百科」

(財)地域活性化センターが運営。地域活性化が中心ですが、参考になる情報も多い。

地域づくり百科



「わがまち元気」

内閣府経済社会総合研究所が運営。全国の地域の問題への取り組み事例紹介や論文など幅広い情報が集まる。

わがまち元気



次に

✿地域活動を進めるにあたって✿

いよいよ自分たちのまちを良くする活動の最初の一步へ

でもひょっとすると、あなたの住むまちにも、いろいろな地域団体があり、もうすでにさまざまな活動に取り組んでいるかも知れません。あなたがしたいと思うことは、それら団体の活動と同じでしょうか、違うのでしょうか？ 一緒に活動すべきなのでしょうか、また別々に活動すべきなのでしょうか？

地域によって状況はさまざまです。活動を始める前に、いま一度確認しておきませんか？ 自分のまちの、いろんな地域団体を。

活動を進めるうえで必要な地域団体とのおつきあい

●自分たちのまちに、どんな地域団体があるのでしょうか？

自分の住むまちに、どんな地域団体があるかご存知でしょうか？ 自治会や婦人会、老人会は何となく分かりますね。では、ふれあいのまちづくり協議会は？ 防災福祉コミュニティは？ まちづくり協議会は…？ そうなのです。わたしたちの住むまちには、地域の課題に取り組む、住民が中心になった地域団体がいくつもありさまざまな活動を展開しています。

自分たちのまちを良くする活動をしたいと思う時、これら地域団体のことを知っておくことは、たいへん便利です。なぜなら、その活動がすでに取り組まれていたり、あるいはその地域団体と一緒に取り組む方がより効果的かもしれないからです。

●こんなにたくさんある、神戸市内の地域団体

右ページの図をご覧ください。一般的に各地域では、このぐらいの地域団体が活動しています。そしてこれらの団体はそれぞれにふさわしい独自の活動目的を持ち、活動範囲も小学校区であったり、中学校区などさまざまです。また、構成員も異なったり重なったりしています。さらに、3つのパターンに示している通り、地域によって各団体の関係も、さまざまなのです。

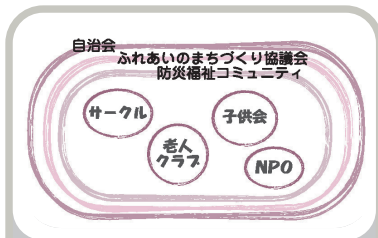
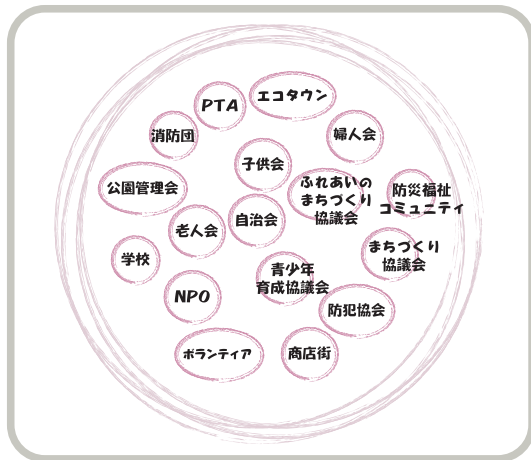
いざ、活動を始めてみると、それをスムーズに、効果的に進めるには、これらさまざまな団体と、一緒に取り組む必要がある場合が多いと考えられます。この章では、その中の地域団体（自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、まちづくり協議会、青少年育成協議会）について、また、新しい地域活動の担い手として注目されつつあるNPOについて、成り立ちや概要をご紹介します。



●神戸市内のさまざまな地域団体

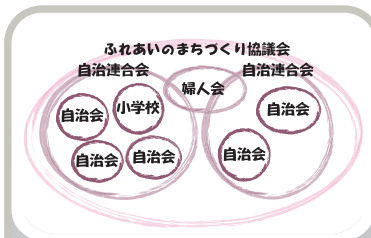
神戸市内では、おおよそ右図に示す地域団体が、それぞれのまちで活動しています。ただ、各地域にすべての団体があるわけではなく、また対象とする地域の範囲もみな同じというわけではありません。地域によって状況はさまざまです。

下の3つのパターンは、これらの団体が地域の中でどのような関係をもっているのかを示した図です。いろいろなパターンが考えられますね。さて、あなたのまちでは、どんな団体が、どんな関係を持って活動しているのでしょうか？



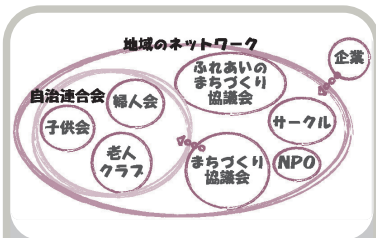
●いろいろな地域団体が同じ範囲でまとまっている例

いろいろな地域団体が連携をとり、自治会などの範囲の中で、一体性を持っている地区の例です。ニュータウンなどに多いようです。



●一部の地域団体が、異なる範囲に属している例

校区の違いなどで、自治連合会と他の地域団体の範囲が異なってしまう地区の例です。旧市街地などで多く見られるようです。



●いろいろな地域団体が、地域の中でネットワークをつくっている例

活動内容や範囲が異なるさまざまな地域団体が、ひとつの範囲の中でゆるやかなネットワークを作り上げている地区の例です。

●次項以降で紹介する団体以外の、いろんな地域団体

次項以降でいくつかの団体を詳しく紹介しますが、それ以外の団体についても簡単に紹介しておきます。

- 子ども会……遊びを通して社会の一員として必要な知識や技能・態度を学び、地域社会で異なった年齢の子どもたちとふれ合う中で、家庭や学校では得られない貴重な経験をし、知恵を身につけていくために、地域で集団活動を展開している団体で、会員（小・中学生）、指導者、育成者によって構成されます。
- まちの美緑花ボランティア……地域活動の場としての公園等を維持管理するため、公園の清掃・除草などの活動により、子どもや地域住民が気持ちよく公園を利用することを目的に、市民の皆さんの協力によって結成された組織です。公園管理会と呼ばれている地域もあります。
- 民生委員・児童委員……団体ではありませんが、厚生労働大臣から委嘱をされ、任期は3年です。行政の業務に協力するという公共的な立場をもつとともに、地域とともに生活する住民として、地域福祉の増進のために、社会奉仕の精神をもって、地域住民の相談・支援に自主的に活動を行います。

その他、環境に取り組むエコタウンまちづくり、防犯協会、PTA、学校施設開放運営委員会など様々な団体があります。

神戸市内の主な地域団体を知っておきましょう

自治会

●自治会はどんな団体？

「自治会」は、地域の団体の中でも一番耳慣れていて、なじみの深い団体なのではないでしょうか。住民の方々の発意で結成し、神戸市内でも、約2,700の自治会が組織され活動しています。それでは、自治会というのはどういう組織なのでしょう。

私たちが暮らしの基盤を置く地域で、快適な日常生活を送りたいけれど、個人や家庭だけで取り組むには困難や限界があることが、たくさんあります。

例えば、ごみステーションの清掃、ごみ出しマナーの徹底、防災、防犯など。誰もしなければ、まちは汚れ、安心して暮らすことができなくなってしまいます。また、高齢者の見守りや、お祭りなどの親睦行事、行政からの連絡事項を地域住民に知らせることも必要です。このように一部の人だけで行うのが無理であったり、また、なかなか効果が上がらないことについて、地域を挙げて取り組んでいくために結成されたのが、いわゆる「自治会」で、町内会なども同じです。マンションなどでは管理組合がこれを兼ねているところもあります。

後ほど詳しく紹介しますが、地域には自治会以外にも福祉や防犯などの活動をするさまざまな団体が活動しています。それらは行政がリードして組織されたものや、NPOやボランティア団体のように地域の範囲にこだわらず、ひとつの活動目的の達成のために組織された団体であったりします。自治会は、こうしたいろいろな団体のテーマの全てを、“生活の場”の中で担える立場にあり、地域の中心になる組織といえるでしょう。

自治会の活動や、その進め方について、詳しくは「自治会活動ハンドブック」を作成していますので参考にしてください。

神戸市ホームページにてデータを掲載しています。

自治会活動ハンドブック



婦人会

●婦人会とはどんな団体？

婦人会は、婦人の地位向上と、健康で文化的な生活を確保することを目的としています。ほぼ小学校区を範囲として活動し、活発な学習活動を通して婦人の文化と教養を高め、社会的地位の向上を目指すとともに、コミュニティの活性化、地域課題の解決のためにさまざまな活動を行っています。

婦人の趣味や教養のための生涯学習活動をはじめ、資源集団回収活動やクリーン作戦、美緑花ボランティアなどの生活・環境に関する活動、広報紙の各戸配布や日本赤十字社奉仕団員としての募金活動に取り組んでいます。また、消費者問題に関する自主的な学習活動など、現代的課題の解決に向けた取り組みに至るまで、地域に根ざした幅広い活動に携わっています。

●具体的な活動は？ ……一例をご紹介します。

○道行く人々の心をホッと和ませ、楽しんでいただけるように、「ハミング広場」としてまちかどにフラワーベースを設置し、冬の寒い日も夏の暑い日も花のお世話をしています。

○このほか、美しいまちづくりのために、道路などの公共の場で定期的に清掃活動を行っています。

○ごみの減量と資源化を推進するために、古新聞や雑誌、空き缶などの資源を集め、回収業者に引き取ってもらい、リサイクルを進めるための活動に積極的に取り組んでいます。

○毎月1回神戸市が発行している「広報紙KOBE」を配布しています。

○「人道」の理念の下、災害救護や医療活動など幅広い活動を展開している日本赤十字社の奉仕団員として各戸を訪問し、赤十字について理解を深め、赤十字の活動する社員の加入運動、募金活動に取り組んでいます。



▲ハミング広場



▲クリーン作戦



ふれあいのまちづくり協議会

団体の概要

条 例：「神戸市ふれあいのまちづくり条例」（平成2年4月施行）

範 囲：おおむね小学校区

構成員：各種地域団体やボランティアグループの代表者など

事 業：①ふれあいのまちづくり事業の推進

②地域福祉センターの運営・管理

③住民主体の地域活動

団体数：193団体（令和2年3月現在）

窓 口：各区まちづくり課（42pの一覧参照）

●「ふれあいのまちづくり協議会」はどんな団体？

ふれあいのまちづくり協議会（ふれまち協）は、お年寄りや障害者、子どもたちなどが、あたたかいふれあいの中で互いに支えあって暮らしていくことができる地域社会づくりを目指しています。おおむね小学校区単位で、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、子ども会などの各種団体の代表者などによって構成されています。ふれあいのまちづくり協議会のネットワークを生かし、地域の福祉ニーズをきちんと把握して、その実情に応じた福祉活動や交流活動などを実践し、地域福祉の向上を目指すさまざまな取り組みが進められています。

Point 「ふれあいのまちづくり協議会」は地域福祉の向上を旨とした、各種地域団体のネットワーク組織

●具体的な活動は？

活動の大きな柱は、

- (1) ふれあいのまちづくり事業の推進
- (2) 地域福祉センターの管理・運営
- (3) 住民主体の地域活動

です。

具体的には、福祉意識を高める事業として、健康講座・学習会などの開催、福祉施設などとの交流、地域ボランティアの発掘、仲間づくりを進める事業として、障害者との交流、ふれあいサロン（喫茶）、ひとりぐらし高齢者の料理教室、子育てサークルづくりを、また住民相互の生活支援事業としては、地域デイサービス、地域リハビリ、家事援助サービス、外出援助サービスなどが地域特性や地域ニーズに応じて取り組まれています。平成14年度からは、地域主体で先駆的事业や地域課題に取り組む「地域提案型活動」がスタートしており、地域ぐるみの子育て支援、世代間交流事業、地域への広報活動、地域間交流などの多彩な事業が展開されています。



▲ふれあい喫茶



▲敬老の集い

●地域福祉センターとはどんな施設？

地域福祉センターは、地域福祉活動コーナー、調理コーナー、和室、談話コーナーなどを備えた地域福祉活動・交流活動の拠点施設です。おおむね小学校区単位で設置されており、現在神戸市内に193箇所あります。

●ふれあいのまちづくり協議会の現状

平成2年から全市的に取り組まれたふれあいのまちづくり事業は、それぞれ地域でその活動が定着しています。しかし、一方でふれあいのまちづくり協議会は、活動の担い手不足などの課題も抱えています。

神戸市では、区役所のまちづくり課を中心に、マニュアルや事例発表などで、わかりやすい活動事例を示したり、協議会間の情報交換の場となる連絡会や研修などを実施したりして、活動のサポートを行っています。



防災福祉コミュニティ

団体の概要

要 綱：神戸防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱（平成9年市長決定）

範 囲：おおむね小学校区

構成員：ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会などの地域団体、事業者など

事 業：防災福祉コミュニティ事業

箇所数：192地区（和令2年3月現在）

窓 口：消防局予防部予防課（連絡先：322-5754）、各消防署消防防災課

●「防災福祉コミュニティ」とはどんな団体？

阪神・淡路大震災の時、緊急救助や復旧・復興活動がスムーズに行えた地域は、それ以前から地域活動が盛んで、住民の連携がうまく進んでいたと言われていました。神戸市には以前から自主防災推進協議会というものがありましたが、これを発展させ、市民の災害への対応力を組織的でより効果的なものとし、日常の地域福祉などのふれあい活動を通じて育まれたきずなを、災害発生などの、非常時にも活かしていこうという目的で立ち上げられたのが、防災福祉コミュニティです。

Point 防災福祉コミュニティは、福祉など日常の地域のきずなを災害などの非常時にも活かすための組織

●具体的な活動は？

日常の防災・福祉活動を非常時にも役立てるほうが有効ですから、その活動には、平常時のものと、災害時のものが考えられます。

平常時の活動

○日常の地域福祉に防災の要素を取り入れた活動

給食活動や敬老会、クリスマス会などの中で防災講習会を行う、運動会などでバケツリレーや担架リレーを行う、友愛訪問のなかで防災パンフレットの配付など広報を行うなど、すでに行っている地域福祉の活動や各種の会合・イベントに、防災に関わる内容を盛り込む活動です。

○情報をともし知り、地域の役割分担を話し合う活動

災害時に危険だと思われる箇所を調べ、まとめる災害危険マップづくり、地域福祉や防災についての情報を調べまとめるコミュニティ安全マップづくりなどの活動や、平常時から非常時までの防災への対処方法を網羅した、近隣助け合い計画づくり、コミュニティ防災計画づくりなどの活動です。

○定期的な防災訓練

消火訓練、救出救護訓練、夜間避難所体験訓練、防災キャンプ、情報伝達訓練など、まさに災害時を想定したさまざまな活動です。



▲高齢者避難訓練

災害時の活動

○災害時には福祉の要素を取り入れて活動

阪神・淡路大震災を教訓として、大規模で広域的な災害が発生すれば、早い時期に地域に配備されている防災資機材を活用して、消火活動、救出活動、救護活動にあたります。そのほかに、平常時に行っている福祉活動で得た経験や地域の情報を活かして、高齢者や障害者の支援を行います。

●神戸市の支援内容は？

神戸市では、①バール、スコップ、ジャッキ、オノ、ノコなどの防災資機材の配備、②地域で消火活動や救助活動を先導的に行う市民防災リーダーの育成、③活動費助成や消防職員による指導、防災インストラクターの派遣など、さまざまな防災活動支援メニューを用意しています。

●防災福祉コミュニティの現状

近い将来に発生することが予測されている、東南海・南海地震による被害を最小限に食い止めるためにも多くの世代をまき込んだ活動や、企業や行政と一体となった活動の充実が求められています。地域によっては、小学生や中学生を主体とした防災ジュニアチームが結成されたり、民間事業所との合同訓練を定期的に行うなど、さまざまな人々や、団体が参加した活動が展開されています。



青少年育成協議会

団体の概要

範 囲：おおむね小学校区

構成員：30～40名程度の青少年育成委員

事 業：①青少年が主体的に参加できる地域ぐるみの体験・交流活動

②青少年が地域で安心して過ごせる環境づくり活動

③青少年の健全育成及び非行防止活動

④地域で青少年の育成活動を行っている団体等と連携・協力した活動

団体数：152団体（令和2年3月現在）

窓 口：こども家庭局こども青少年課（連絡先：322-5181）

●「青少年育成協議会」って？

青少年育成協議会は、市民と行政機関が協力して、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成および青少年を取り巻く環境の整備を進めていくことを目的として活動しています。平均して30～40名程度の青少年育成委員が活動しています。

P 青少年育成協議会は、青少年の健全育成と、青少年を取り巻く環境の整備を進めています。

●青少年育成協議会の具体的な活動は？

地域社会は、青少年にとって身近なふれあいの場であり、また豊かな社会性や創造性を身につけていく重要な場です。「青少年は地域から育む」ことを目的に、それぞれの地域を基盤として、各団体と連携をとりながら、地域のあらゆる分野で青少年の健全育成に関するさまざまな活動を行っています。



▲あいのさつ運動

○青少年育成市民運動「青少年 守ろう伸ばそう 地域から」

明日の社会を担う青少年が、心身ともにたくましく成長し健康で希望に満ちて生きていくことは、すべての市民の願いです。明るく温かい家庭と、ふれあいのある地域社会づくりを目指して、青少年育成市民運動を展開しています。子どもたちが家庭や地域で過ごすことの多い、夏・冬・春休みにあわせて強調期間を設け、街頭キャンペーンなどの啓発活動に取り組んでいます。

○「スマイルハートあいさつ運動」の実施

地域の大人や子どもが顔見知りになり、気軽に言葉を交わせるようなきっかけづくりとして、「スマイルハートあいさつ運動」に取り組んでいます。地域コミュニティの活性化や地域での子どもの見守りにつながる活動として全市的に実施しています。

○「こども110番 青少年を守る店・守る家、守る車」

子どもが被害者となる事件を未然に防ぐために、地域の店舗や、通学路・学校周辺の民家に、緊急避難や一時保護についての協力をお願いする「こども110番 青少年を守る店・守る家」や、地域の生活道路を定期的に走行している事業者の配送車による「こども110番 青少年を守る車」を行っています。



▲こども110番ステッカー

●青少年育成協議会の現状

こうした全市的な活動以外にも、ハイキング、夏休みラジオ体操、親子レクリエーションなどの行事など、地域の実情に合わせたさまざまな活動を各種地域団体と連携を図りながら行っています。



まちづくり協議会

団体の概要

条 例：神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例

範 囲：対象地区により異なる

構成員：住民、土地・家屋の所有者等

事 業：①まちづくり構想の策定
②まちづくり協定の締結
③まちづくり事業の実施

団体数：86団体（令和2年3月現在）〔認定55団体〕

窓 口：都市局まち再生推進課（連絡先：595-6731）

●まちづくり協議会とはどんな団体？

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」（通称：まちづくり条例）に基づく「まちづくり協議会」は、まちの将来像を住民自身が考え、その実現に向けて活動する団体です。まちの将来像を「まちづくり構想」としてまとめ、神戸市により認定を受けると、それをもとに「まちづくり提案」を策定したり、神戸市長と「まちづくり協定」を結ぶことができます。

P **まちづくり協議会は、地域の将来像を住民自身が考え、まとめ、実現していくための団体です。**

●「まちづくり条例」「まちづくり提案」「まちづくり協定」とは？

まちづくり条例は1981年に、神戸市が全国に先駆けて制定した条例で、まちづくり協議会の組織や活動の根拠となるものです。歴史的には、昭和40年代の高度成長期に、乱開発や公害などで苦しんでいた地区の住民が立上がり、自分たちの住環境を良くしていこうとした活動が背景にありました。

この条例に基づいて、自分たちのまちの将来像を描き、まとめたものが「まちづくり構想」で、その実現を図るための提案が「まちづくり提案」です。神戸市長は施策の策定および実施にあたっては、これに配慮しなければなりません。

また、アンケートなどを通じ、多くの住民が賛成する建築物や開発などに関するルールをまとめることができれば、それを「まちづくり協定」として、神戸市長との間で締結することができます。住民は、もちろんこの協定の内容を守らなければなりませんし、建築や開発などを行おうとする者に対しても、その内容を市長に届け出るように要請することができるようになります。

●まちづくり協議会の具体的な活動は？

地域において一挙に、このような将来を見据えた「まちづくり構想」を作るのは簡単ではありません。そこで具体的には、例えば、地区の特徴や歴史を振り返ったり、課題や魅力を再確認するところから始めていくことが多いようです。その取り組み方も地域によってさまざまで、そこでの特性に合った方法で進められています。専門家の協力も得て「まちづくり構想」がある程度形づくられたあとは、これを地区の住民の方々に周知し、意見を確認するためアンケートを何度か実施することになります。その結果を受けて「まちづくり構想」として認められ、そこからさらに「まちづくり提案」や「まちづくり協定」などに取り組んでいくことになるのです。



▲まち歩きで魅力発見

●まちづくり協議会の現状

震災前には29地区しかなかったまちづくり協議会が、震災後には土地区画整理事業や再開発事業等の復興まちづくりに取り組むものを中心に、新たに81協議会が設立されました。復興を進めるうえで、またまちの将来を検討する上で、まちづくり協議会の活動が重要な役割を担っていたと言えるでしょう。震災から25年が経過し、まちの課題も多様化している今、私たちの住むまちやこれからのまちづくりについて真剣に考えていかなければなりません。まちづくり協議会の結成までとはいかなくても、その手法やステップはまちづくりを考える多くの地域団体にとっても大変参考になるものと思われる。

さまざまな地域の担い手 … NPOについて知っておきましょう

地域においては、市民・地域団体・NPO・ボランティア・企業・行政など、多様な主体がそれぞれ積極的に役割を担い、お互いに助けあい連携しあって、よりよい地域づくりをめざしていくことが期待されています。

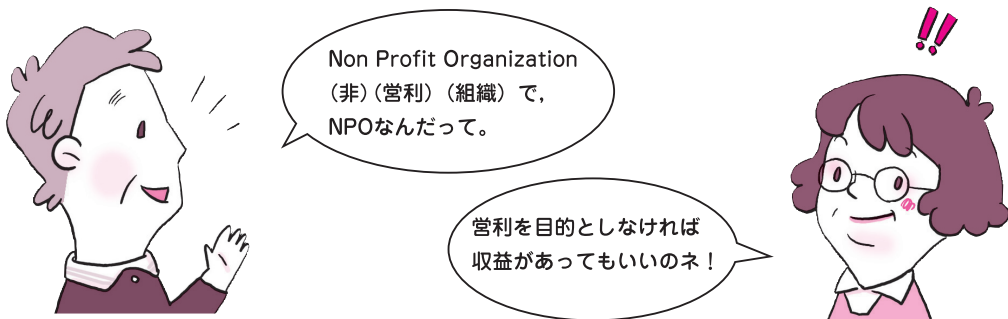
1 NPOって何だろう？

最近、新聞紙上などでNPOという文字をよく見かけるようになりました。特に、まちづくりや福祉の記事と関連してとりあげられることが多いようです。また、身近な地域活動をされている方々が、「NPO法人化しようか悩んでいる」なんていう話題を聞いたことがあるかも知れません。NPOって一体、何なのでしょう？



2 「非営利」と「ミッション（使命）」

NPOは、Non（非）Profit（営利）Organization（組織）の省略語で、一般的には「非営利活動組織」と呼ばれることが多いです。では「Non Profit（非営利）」とは、どういうことでしょうか？ これは「営利を目的としない」ということを意味します。一般的な企業組織は営利を目的とし、利益を株主等の構成員に分配することを目的としています。これに対し、NPOは、そのミッション（社会的使命）の実現のために活動を行い、利益をその構成員に分配することを目的としない組織だということです。NPOのミッション（社会的使命）は各団体に応じてさまざまですが、利益をその目的以外に使うことがない、これがNPOの特徴だと言えます。



3 NPOとNPO法人

NPOは、一言で表すと、「営利を目的としない社会貢献活動を行う民間の組織」といえます。幅広い解釈では、ボランティア団体、市民活動を行う任意団体、社会福祉法人や宗教団体なども含まれます。し

かし、特に震災後「自分たちのまちを自分たちの手で良くしたい」と考えた市民の手により、草の根の活動の中からさまざまな社会貢献活動を行うNPOがたくさん生まれてきました。こうしたNPOが実際に活動する上で、例えば契約の主体になれないなど、法的な位置付けがないと十分にその活動を展開できないという課題が見えてきました。そこで1998（平成10）年に、NPO法が制定され、これに基づき認証されたNPOは「NPO法人」となり、法的な位置付けがなされるようになったのです。NPO法では、NPOの活動や財務状況など法人に関する情報をできる限り公表することで、市民からの信頼を得、市民によって育てられるべき、という考えのもと、法人には情報公開の義務が課されています。神戸市にのみ事務所があるNPO法人は、784法人あります（令和2年3月末）。内閣府NPO法人ポータルサイト（URL：https://www.npo-homepage.go.jp/）で、法人に関する情報を調べることができますので、地域にどのような法人があるのか、いちど調べてみるのもいいでしょう。

そうか、NPO法人でないNPOもあるのか…



4 さまざまな地域の担い手と地域団体の連携の必要性

少子高齢化社会が到来し、地域においては「地域イベント担い手の不足」、「高齢者や子どもの見守り」など、様々な課題が出てきています。そのような課題を解決するため、NPOをはじめとする多様な団体が、「シニアの活躍創生事業」や「地域の困りごと解決事業」、「子ども食堂」などの事業に取り組んでいます。また、ビジネスの手法で社会課題を解決する、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスも注目されています。これらNPOをはじめとする多様な団体は、地域団体とは違った視点で地域課題やニーズを掘り起こし、課題解決に向けて活動しています。これからの地域社会を作り上げていくうえで、重要な担い手となる可能性も秘めています。NPOをはじめとする多様な団体と地域活動に取り組むうえで、プロセスや方法について相互の理解が必要です。誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、多様な地域の担い手と、各地域団体がうまく連携を取り、お互いに補いあって活動することが大変重要になってくるといえるでしょう。

■NPOや社会貢献活動に取り組む団体について知るためには

「内閣府NPO法人ポータルサイト」

NPO法人の活動全般についての情報を掲載しているサイト



「つなごう神戸」

ボランティアしたい人とNPOや市民団体をつなぐとともに、社会貢献をめざす企業が協働先を探すお手伝いをするマッチングサイト



「Facebook 神戸市NPO情報」

神戸市内のNPOの取り組みやセミナー情報などを随時発信しているページ



「ひょうごボランティアプラザ」

神戸市中央区東川崎町1-1-13 神戸クリスタルタワー6階 ボランティア活動への支援を幅広く実施している



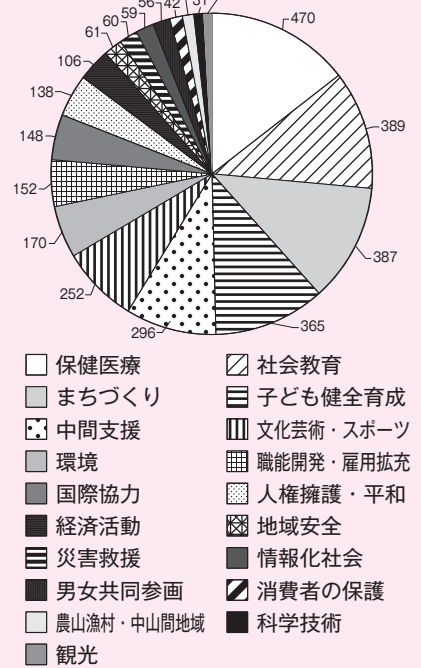
NPOをはじめとする多様な団体には、地域団体では担えないような活動ができる可能性があるんだ。

だからこそ、NPOなどの団体とうまく連携できるようにならないとダメだね。



活動分野別市内NPO法人数

(令和2年3月末現在・神戸市認証分)
※全体3,247 (複数回答有)



さあ

✿地域活動を進めましょう✿

自分たちの役割やできること、地域のいろんな団体についても知ることができました。
さあ、活動の開始です。

自分たちのまちを良くするために、地域で行う活動内容は、その実情に応じていろいろと考えることができます。この章では、そんな各地の活動に共通して必要になる、合意形成や運営の工夫についてご紹介しますが、大切なのは、地域活動には終わりが無い、ということです。あせらず、ゆっくり、楽しく取り組みましょう！

みんなの意見のうまいまとめ方

●意見をまとめるのは難しい！

気づきから始まり、仲間を見つけて、いよいよ活動を始めてみる…すると、とたんにいろいろな問題があらわれてきます。特に大変なのが、参加していこうとするみんなの意見をまとめること。これは数名程度のサークルの会議から、各種の団体の長が集まる規模の大きい会議まで、あらゆるレベルで、難しいと感じられている問題のようです。

そんな意見をまとめていく難しさ、会議で困った体験を聞いてみると…



みなさん、なかなか苦労されているようです…。

●「意見をまとめる」難しさとは？

自分の住むまちを良くしていく活動を進めるにあたって、「意見をまとめる」ことは意外な難しさを持っています。一般的な企業であれば、より大きな収益を上げるという共通の目標があったり、あるいは上司と部下といった上下関係や、意思決定の責任者とその範囲がはっきりしていますので、状況による差はあれ、意見はまとまりやすいと言えます。しかし、自分たちの「まち」には、さまざまな人が住んだり、事業をしたりしており、その思いは必ずしもひとつではありません。ある人にとっての利益は、場合によってはある人の不利益につながり、まちを良くしたいというある人々の思いは、別の人にとっては迷惑でしかないかもしれません。あるいは小さなサークルの中でも、「まち」への思いや理解の違いが原因で、意見がまとまらなくなったりします。

大切なのは、「まち」に関わる人々は、みな基本的に同じ権利を持ち、それぞれの立場で発言することができるということです。そして、何か活動を行う場合でも、そのことを踏まえて意見をまとめていかねばならず、これが難しさにつながっていると言えます。

●意見をまとめるルールや方法

では、うまく意見をまとめるような工夫はないのでしょうか？

いえいえ、そんなことはありません。実は、みんなが納得した上で意見をまとめるための会議の工夫は、実はいろいろあります。

そこでここでは、意見をまとめるルールや方法の例として「ロバーツ・ルール」と「ワークショップ」をご紹介します。





ロバーツ・ルール of 初歩

●会議をうまく進めるために

一人が長々と自分の意見を話し続ける。同じ話題がくり返し蒸し返されて議論がなかなか進行しない。たった一人の反対で物事が決まらない…。みんなの意見をまとめるはずの会議が思うように進まず、結局みんなが納得できないまま終わってしまう…。何人かで活動を進めようとする時、話し合いの場は必要不可欠ですが、それがうまく進まないとなると、その入口にたどり着くことすらできません。会議をうまく進めるには、参加者が「会議」には一定のルールが必要だということをお互いに分かっておく必要があります。



●ロバーツ・ルールとは？

こうした話し合いのルールは、さかのぼれば、議会制民主主義が形づくられる中で、議会の規則や手続きとして整理されてきたという歴史があります。そしてアメリカ議会の事例を手本として、使いやすく簡素化し作成されたものが「ロバーツ・ルール (ロバート議事規則)」です。アメリカのH・M・ロバートが1876年にマニュアルとしてまとめました。これに従って議事を進めることにした組織は、会議の進行や手続きにまつわる混乱から解放されたといわれています。そして、このルールは国の違いを超えて、広く地域や組織の課題を自分たちで解決するための話し合いのルールとして、活用されるようになっていきます。

Doint ロバーツ・ルールは、結論に導くための話し合いのルール

●4つの権利

会議の手続きは、その組織全体、少数派、そして各構成員それぞれの権利のバランスに、注意深く気を配ったものでなければなりません。ロバートは議事手続きによって守らなければならないものとして、以下の4つの権利を掲げています。

①多数者の権利

多数派の意見を優先する、という権利です。これは過半数の賛成で決めることを意味します。

②少数者の意見が傾聴される権利

少数意見を尊重する、という権利です。具体的には、提案する人を含め2名以上の賛成で議案を採り上げ、会議の中で検討することを意味します。

③構成員個人の権利

構成員個人の権利を守る、ということです。つまりプライバシーを擁護し、個人攻撃を認めない。また各構成員は平等に一人一票の議決権を持つ、ということの意味します。

④不在者 (欠席者) の権利

欠席者の権利を守る、ということです。具体的には、不在者投票や委任状のしくみを備えておくことを意味します。

●基本10原則

ロバーツは、この4つの権利を守るための基本原則として、以下の「基本10原則」を掲げています。これは実際に会議の中で使える、実践的な内容を示しています。

- ①組織の権利は、各構成員一人ひとりの権利にまさる ➡ 組織には組織として意思決定する権利があり、それは個人の権利に優先する、ということを示しています。
- ②すべての構成員は平等であり、その権利も平等である
- ③審議を進めるには定足数以上の出席が必要である ➡ 規約などで決められた一定以上の数の出席者がいないと、会議は進められない、ということを示しています。
- ④過半数で決める（多数決の原則）
- ⑤沈黙は同意を意味する ➡ 黙っていることは、その場の意見に同意しているとみなされます。
- ⑥3分の2表決ルール ➡ 構成員の権利を制限、奪取する場合には、特別多数議決として、3分の2以上の同意があることが必要であることを示しています。
- ⑦一度に一つの議題、一度に一人の発言者 ➡ 同時に二つ以上の議題が話し合われることができないということです。さらに、一度に発言できるのは一人であり、二人以上が同時に発言してはいけないことを意味します。
- ⑧議論が尽くされるまで表決に持ち込むことはできない ➡ 3分の2以上の同意がある場合は表決に持ち込むことができますが、それ以外の場合は原則としてできないことを示しています。
- ⑨一度採決された議題は、同じ会議では再度採り上げない ➡ 採決された議題は、たとえその議決に不満な構成員がいたとしても、同じ会議では採り上げてはいけないことを示しています。
- ⑩個人攻撃はしない

●ロバーツ・ルールの使い方

いかがでしょうか？ 組織として物事を決める場では、例えば、「組織の権利は、個人の権利にまさるのだから、ただ一人の反対者の意見によって、物事が決められないのはおかしい」、あるいは「沈黙は同意を意味するのだから、会議の時に黙っていて決まった後で反対するのは無効である。」といったことをあらかじめみんなで確認しておくだけでも、普段の会議の進み方はずいぶん変わってくるのです。ロバーツ・ルールは、会議のルールとして小さな話し合いの場から、規模の大きな厳密な会議まで、幅広く用いることができます。それぞれの状況に応じて、ふさわしい使い方を工夫しましょう。



■ロバーツ・ルールの参考文献

「民主主義の文法－市民社会組織のためのロバート議事規則入門－」（ドリス・P・ジーマン） 立木茂雄監訳 萌書房 2002年



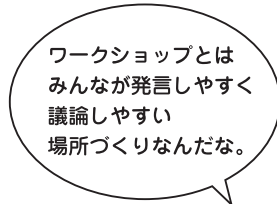
ワークショップ

●ワークショップとは…？

「ロバーツ・ルール」を会議運営の基本的なルールとする
と、「ワークショップ」は、参加者全員が平等な立場で意見やアイデアを出し合い、できるかぎり多くの意見をまとめたり、解決策を整理して共有していくための方法、ということができます。

これは市民参加の有効な方法として、主としてアメリカで発達してきたものですが、教育や演劇、芸術などの分野でも活用されています。まちづくりや地域活動の分野では、公園計画や、市町村における総合計画づくりなどの策定過程で、多く活用されています。

ワークショップは定まった形式はなく、どのような目標を達成したいかをもとに、その進め方を考えます。ここではまちづくりや地域活動において、よく使われる「KJ法」と「まち歩き」をご紹介します。



Point ワークショップは、参加者が公平に意見を出し合い、考えをまとめていくための手法

●説明の前に…知っておきたい、基本的な用語

- ファシリテーター：ワークショップの進行役の事です。常に客観的・中立的立場に立ち、参加者の意見をコントロールすることなく、的確な成果へ導くという重要な役割を担います。
- グループリーダー：ワークショップでは、5～8人程度のグループで話し合いを進めることが多く、このグループの中でファシリテーターと同じ役割を果たす人のことを指します。
- アイスブレイク：ワークショップではみんなの意見が出やすいように、楽しいリラックスした雰囲気づくりが重要です。そのため参加者間での緊張感を解きほぐすためのプロセスをアイスブレイク（氷を割る）と呼び、さまざまな方法があります。

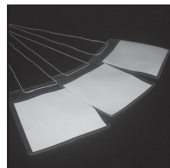
○あると便利なワークショップグッズ



▲マーカー
8色で色分けの工夫ができる



▲模造紙
ふせんなどを貼って整理する



▲名札
参加者のことが分かるように



▲ふせん
1枚1項目で意見の整理に



▲水性ペン
1人1本
ふせん書き込む



▲テープ
いろいろな貼り出しに

●KJ法を用いたワークショップ

KJ法は、もともと川喜多二郎 (Kawakita Jiro) 氏によって開発された分類・整理の手法の一つですが、ワークショップにも適した方法として、あらゆる現場で活用されています。5~8人程度のグループに分かれ、各自の意見をふせんに書き出し、相互に意見交換をしながら、模造紙上で意見の共通項や相違を整理していく方法です。

KJ法を用いたワークショップのプログラム (計2時間)

- ステップ1：進行説明 (5分)
 - ・ファシリテーターによる主旨説明
 - ・今回の目標や発言のルール、進め方の説明
- ステップ2：グループ分け～アイスブレイク (15分)
 - ・参加者を話し合いやすい5~8人のグループに分ける
 - ・アイスブレイクとして二人一組でお互いをグループ内の人に紹介しあう他己紹介などを行う
- ステップ3：グループでの作業 (60分)
 - ・グループリーダーの進行により作業を進める
 - ・テーマにしたがって、参加者が各々の意見をふせんに記入 (1枚1項目が原則)
 - ・ふせんに書いた意見をグループのメンバーに見せながら、お互いの意見を順に確認しあう
 - ・模造紙の上で、ふせんの位置を貼りかえ、意見の共通する項目、相違する項目ごとに、全員でまとめて整理する
 - ・整理した項目を確認し、発表者を決めて終了
- ステップ4：発表 (20分)
 - ・各グループのまとめを発表し合う
 - ・1グループ3分程度の発表
 - ・全グループが発表して終了
- ステップ5：まとめ (10分)
 - ・ファシリテーターが発表をもとに簡潔に整理
 - ・必要に応じて全員で意見交換をして終了



●まち歩きワークショップ

「まち歩き」は、自分たちのまちの課題や魅力を再発見するために、とても有効な方法です。数人でグループになり、気になるところを写真にとり、話し合い、地図で確認する。複数の視点で歩き、見ることによって、よく知っているはずのまちが、実にさまざまな姿をあらわしてきます。

まちあるきワークショップのプログラム (計2時間)

- ステップ1：進行説明 (5分)
- ステップ2：グループ分け～役割分担の決定 (10分)
 - ・参加者を少人数のグループに分ける
 - ・地図係、写真係、コメント係の役割分担を決める
 - ・全員で歩く道筋を決める (場合によっては事前に決めておいてもよい)
- ステップ3：まち歩き (60分)
 - ・それぞれの役割分担のもとにまちを歩く
 - ・テーマに沿って、気づいたものについて意見を交換しあいながら歩く
 - ・地図係は道案内と現在地の確認、撮影位置の記録を行う
 - ・写真係は必要な箇所写真撮影する
 - ・コメント係は必要な箇所意見記録する
 - ・時間内に会場にもどり、休憩
- ステップ4：まとめ (30分)
 - ・地図を前に自分達の歩いてきた道筋を確認する
 - ・地図とポラロイド写真を模造紙に貼り、撮影箇所と線で結ぶ
 - ・必要なコメントもふせんに書き留め、写真とともにまとめる
- ステップ5：発表とまとめ (15分)
 - ・各グループの成果を相互に発表、報告する
 - ・ファシリテーターが全体の報告をまとめ、終了



■ワークショップの参考文献

「参加のデザイン道具箱シリーズ」((一財) 世田谷トラストまちづくり)

ワークショップの手法をいち早く、分かりやすく紹介した基本書。現在Part4までシリーズ化。特別編として「みどりの活動おたすけ道具箱」もあり。一般の書店では入手できず、(一財) 世田谷トラストまちづくりへ直接問い合わせが必要。

「(一財) 世田谷トラストまちづくり」 Tel. 03-6407-3311

「まちづくりゲーム 一環境デザイン・ワークショップ」(ヘンリー・サノフ 小野啓子訳 晶文社 1993年)

まちづくりワークショップの手法をアメリカでもっとも早く開発した著者によるデザインゲームの手法紹介。

「ワークショップ 一新しい学びと創造の場」(中野民夫 岩波新書 2001年)

まちづくりに限らず、ワークショップについて幅広く概説した入門書。

「参加するまちづくり 一ワークショップがわかる本」(伊藤雅春 大工手計画工房 OM出版 2003年)

まちづくりワークショップを永年実践してきた著者が、豊富な事例を用いてさまざまな手法を分かりやすく紹介。

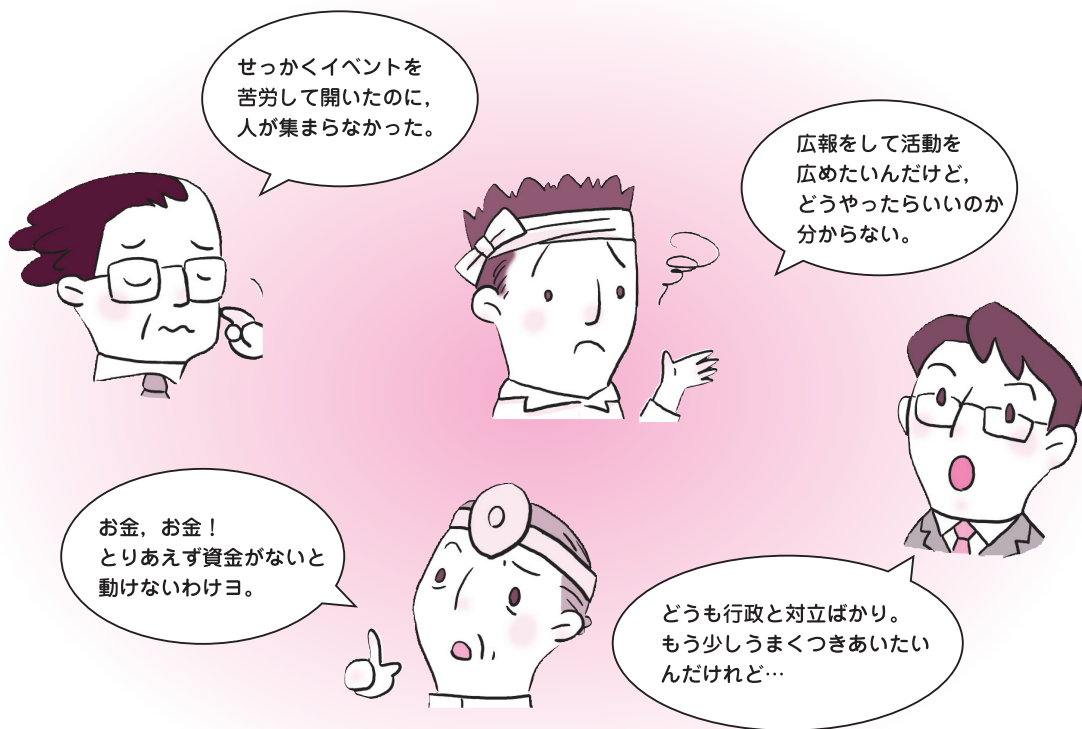
活動をうまく進め、活発にするために

●活動をうまく進めるのも難しい！

意見がうまくまとまって、さあ活動へ！

…でも地域活動は、実際に行う場合には、さまざまな困難がつきまとっているようです。

みなさんの体験を聞いてみると…



そうなんです。実は地域活動をうまく進めるのは、いろいろ難しい！

でもうまくいくと、ほんとに実りは大きいのです。そこで、これからいろんな工夫をご紹介します。

●活動がうまく進まない…？

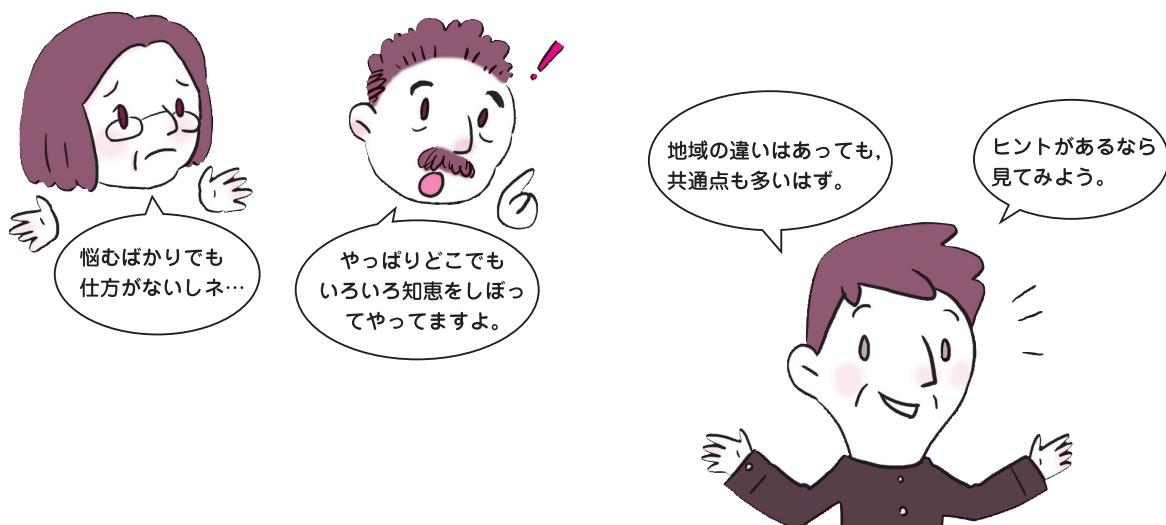
いよいよ活動も本格的に進んできた…。みなさんの体験にもあるように、実際に動き始めると、思わぬところで苦勞を強いられたりします。特に地域活動は、地域の人材だけで、地域の課題に即した活動を、ゼロからスタートすることがほとんどですから、はじめに描いた計画通りにはなかなかうまく進まないのが現実です。

●どんな活動にも共通する運営の工夫

地域に即した活動というのは、それぞれ状況が異なるため、目標や活動内容、構成員や運営方法など、一つひとつが全く別物であるといっても過言ではありません。ある地区では落書きが課題だし、別の地区では迷惑駐輪が問題となっている。旧市街地では高齢化が進む中で独居老人への対応が必要とされているし、ニュータウンでは、子どもの安全な通学が最優先の課題。こちらは200世帯を相手にしているが、あちらは2,000世帯…。地域の状況やその課題、それに対応する活動は、まさに千差万別です。しかし、まちを舞台として住民自らが実行する、という共通項から、どんな活動にも通じる運営のヒント、というものも考えられます。例えば人集めの工夫、広報の仕方、イベント成功の秘けつなど…。ここでは、そんな工夫を実例を交えながらご紹介します。

●みんな悩んで大きくなった！

ただ、ここでご紹介できるのはあくまでも「運営のヒント」です。やはり地域の状況はさまざまですから、ある地区の工夫をそのまま移しかえるだけでは、他の地区でうまく通用するとは限りません。それぞれの「まち」に即して、ヒントをもとに、やり方を工夫して行って下さい。実は、地域活動がうまく進んでいる地区は、ほとんどがその地区の状況に応じた運営の工夫を、自らの頭で考え、悩み、実験し、失敗し、改良することによって成功に結びつけていっています。あなたのまちも例外ではありません。さまざまな工夫を試み、他の地域に発信してください。





もっと人を集める工夫

人が集まらなくて困った！

活動を始めたものの、まだまだ人材不足でできることも限られてしまう。あるいはイベントを開催したものの、参加者がほとんど集まらず、寂しい結果に…。はたまた連絡はしてあるはずなのに、会議に人が集まらず、議論もできない…。人が集まらなくて困った！ あなたはどうします？

参加者ゼロ…
しかたないスタッフだけで…



●どんな人を集めたい？

人を集めることは、地域活動においてたいへん重要なポイントです。とはいえ、ただやみくもに人を集めればいい、というわけでもありません。どんな人でも構わないから、できるだけ参加者が多い方がいいのか、それとも少数でも構わないから、ある程度テーマを共有している人がよいのか…。それによって、集め方も自ずと変わってくるはずですよ。まずは「どんな人を集めたいのか」をはっきりさせておきましょう。

●口コミは効果的

その上で、集める人数がある程度の少人数でよい場合に、最も効果的な方法は、口コミです。何よりも「知っている人が関わっている」という安心感がありますし、それがきっかけとなって人脈が広がっていく可能性もあります。一対一で対面するコミュニケーションから生まれる信頼感と、それをもとにした情報伝達力は、けっして軽んずるべきものではなく、口コミは、たいへん効果的で重要な方法であることを覚えておきましょう。



●同じ目的を持つ団体と連携を

広報をいかに周到に行ったとしても、受け手の側に関心がなければ、その効果はあまり期待できません。ところが、同じような目的を持った相手であれば、活動の意味や内容が、たちどころに理解できるでしょうし、共感も得やすいでしょう。特に、地域活動を行う団体の多くは人集めに苦勞をしています。同じ目的の団体があれば関心を持ってくれるものです。そうした団体とうまく連携がとれれば、人集めの幅も、大きく広がってゆきます。その相手がどの団体なのかは、活動内容や地域によって異なりますが、自分たちのまちの近くから探していくのが、望ましいでしょう。

●自分たちも楽しめる、目を引く企画も

人集めの方法をいかに駆使したところで、その活動内容が月並みなものであれば、なかなか人は興味を持ってくれません。かといって、その目的にそぐわないことを行うのも、好ましくありません。ここが知恵の働かせどころで、活動の目的に沿った目を引く企画を考えてみましょう。大切なのは、企画するスタッフ、仲間たちが「自分たちも楽しめる」企画を考えるという点です。スタッフの楽しい気持ちは、参加者にも伝わってゆくものですし、その記憶は次の参加へと結びつかせる可能性をもっているのです。

●リピーターを増やそう

一度集まってくれた人は、とても大事な「資源」です。まず集まってくれる、ということだけで、何らかの関心があることですし、そこで何か良い経験をすれば、その人を通じて、他の人に伝わってゆく可能性もあります。ですから、何度も来てくれる人を増やしていくことは重要で、そのためには、企画自体を良くすること、アンケートなどを行い意見を取り入れること、次回以降の連絡体制をつくり、アフターケアを適切に行うことなどを実施するのが望ましいでしょう。

●地域の情報が集まりやすい場所も知っておこう

口コミを広げていくにしても、広報を行うにしても、地域の実情を知っておかないと効果的には進みません。そのためには地域の情報が集まりやすい場所を知っておくのも、重要なポイントになります。例えばそれは、特徴のある喫茶店かもしれませんし、地域の集会所かもしれません。あるいは若いお母さんが集まる公園であったり、自治会長さんの店先であるかもしれません。どこにそういった場所があるのか、探してみてください。案外、楽しいかもしれませんよ。

●「マチカツ」で講座や活動事例を調べよう

「マチカツ」とは、神戸市内で実施されている「まちづくりの講座」情報を発信するポータルサイトです。「いつ、どこで、どんな」などの情報を分かりやすく紹介しています。その他にも、各地域でまちづくりに取り組んでいる方々の事例を紹介しています。まずは検索してみましょう。





広報を工夫する

広報の仕方がわからない…

自分たちの活動をもっと地域の人に知ってもらいたい、毎日の活動に人手が欲しい、イベントの参加者をもっともっと増やしたい…。でも、そのためにはどんな広報をしたら良いのか分からない…。さあ、どうしましょう？



●忘れがちな広報の大切さ

自分たちで活動を始めると、その内容自体に気が向くあまり、つい広報がおろそかになってしまう…。そんなことはありませんか？ 自分のまちで活動するとき、大切なのはそのまちに関わる人々に知ってもらいたいこと。これは、活動をスムーズに進めるためにも、継続的に行うためにも、またイベントを成功させるにも、たいへん重要です。

●どんな内容を誰に伝えるのか？

広報で伝える目的や伝えたい相手は、場合によってさまざまです。自分たちの活動をとりあえず知ってもらうためののか、広く人に集まってもらうためののか、あるいは一緒に活動してくれる人を求めるのか…。まず、どんな内容を誰に伝えたいのかをはっきりさせ、それに合わせて、広報の仕方に工夫をこらしましょう。

●チラシ、ポスター、会報…印刷物の工夫

○まず、凝らずに簡単なものを作ってみましょう

印刷物を自分で作るようになったとき、たいていの人はためらいます。でも、広報の目的は、まず何よりも相手に情報を伝えることです。最初はカッコイイものでなくても、大丈夫。手書きで十分。誰でも読める程度の文字の大きさと分量であることさえ気を付けて、重要なところだけ文字を大きくする、という程度の装飾をほどこせばそれで原稿は完成です。ポスターや会報も同じ。まず、情報を伝えることが重要と考えて、凝らずにできる範囲から簡単なものをつくってみましょう。

○まねをしてつくってみる

今、世の中にはチラシが山のように出回っています。普段何気なく見過ごしているかもしれませんが、それらは貴重なお手本。気に入ったものがあれば、それをまねして作ってみましょう。どのような項目を書いておくべきなのかも、他の事例が参考になるでしょう。

○パソコンを使える人を探す

チラシやポスターの作成は、パソコンが普及してから、ずいぶん簡単になりました。もしご自身が使えないようでしたら、使える人を探しましょう。特に、最近始めた人が狙い目かも。トレーニングのつもりで、気やすく手伝ってくれるかもしれません。

○印刷物の費用の目安

印刷には大きく分けて、原稿をそのままコピーする方法と、版をつくってそこから大量の部数を印刷する方法とがあります。数百枚程度の枚数でしたら、コピーの方が簡便で、版を作らない分、値段も安く済みます。1枚10円程度のコピー代プラス紙代（いろいろな種類があります）で、費用は計算できます。一方、数千部程度の部数になったり、紙質やカラー、折り方などに工夫をする場合は、版を作って印刷した方が安いことがあります。その場合は、条件によって値段も変わってきますので、タウンページなどで近くの印刷屋さんを探し、電話で見積りを相談してみましょう。

○印刷を支援してくれる場所を利用しよう

神戸市では、市内に数カ所、地域活動目的であれば、コピーもしくは簡易の印刷を格安で行ってくれるところがあります。利用条件などもありますので、調べてみてから行って下さい。なお、神戸市コミュニティ相談センター（神戸市長田区二葉町7丁目1-18 ふたば学舎1F）でも印刷サービスを行っています。詳細はホームページにてご確認ください。



神戸市コミュニティ相談センター



●各種団体との連携を

それぞれの団体は独自の広報ルートを持っていることが多いので、連携することにより効果的な広報が期待できます。

●マスコミとのつきあい

地域活動が、何らかの特徴を持っている場合、マスコミ（特に、地方新聞や地元テレビ局、ラジオ局など）でとりあげられる可能性があります。マスコミにとり上げられると注目度も高まり、活動の励みになります。積極的に連絡をとってみましょう。

●インターネット・SNSの活用

ホームページやEメールなど、インターネットを活用した広報は、今や無視できないものになっています。手続きや作成には若干手間がかかりますが、費用に対する効果がたいへん大きいことから、今後の地域活動においても重要な方法になるでしょう。最近ではホームページも比較的簡単に作れるようになってきています。また、SNS（ソーシャルネットワークサービス）が情報交換ツールとして活用されているので、それぞれの団体に合ったSNSを活用してみてもいいかもしれません。

●行政の広報との連携

行政もさまざまな広報手段を持っています。全世帯へ配付する広報、定期放送しているテレビ番組、ホームページ、メールニュース…。新しい地域活動の試みなどは、行政も注目し、紹介してもらえる可能性もありますので、各区役所のまちづくり課などに連絡をとってみてください。



イベントを成功させよう！

イベントをうまく開催できない！

地域活動の一環として、自分たちでイベントを開こうと思ったものの、どんな手順で、どう進めて良いのか分からない。あるいはイベントを実施したものの、準備不足で人が集まらず、当日の段取りも減茶苦茶。おまけに資金計画がうまく行かず、会計処理で仲間ともめる…。こんなはずではなかったのに…。イベントで困った！



●イベントの意義

地域活動を進める上で、イベントは独特の大きな意味を持ちます。ひとつには、その団体自体や活動を広く知ってもらう機会であるということ。もうひとつは、幅広く人が集まるチャンスであるため、新たな人材の確保につながる可能性があること。そして何よりも、イベントという晴れやかで楽しい舞台に向けて、仲間たちが同じ気持ちで苦楽をともにし、結束が強まるという側面があることです。

●イベントの目的とそれに合った企画を

したがってイベントの成否は、その後の活動を左右するほど、大きな影響を与えることがあります。うまく成功させるためには、資金集めなのか、住民の親睦なのか、既存の祭りの盛り上げであるのかなど、まずその目的をはっきりさせ、それに見合った企画を考えなければなりません。自分たちが持っている人材・資金・場所・手法で、できる範囲のことを考えましょう。イベント内容については、まず自分たちの地域の特徴や、得意とすることを思い出し、それを柱に企画を練れば、他では真似できない、独特で人目を引く企画が考え出せるはずです。

●予算計画とタイムスケジュール

イベントを実施するのに、基本的な枠組みを決めるのは、予算計画とタイムスケジュールです。ここではどんなイベントにも共通する重要ポイントを紹介します。

○予算計画の重要ポイント

●必ずできる範囲の予算計画を

まずは必ず実現できる範囲での予算計画を立てましょう。あらかじめ確保できている資金の範囲内で計画を立て、よほどの経験がない限り、確実でない資金については見込まないようにしましょう。

●最低限必要なものをチェックしよう

イベントの実現にとって、最低限必要と思われるものをチェックし、それに必要な予算をまず決めます。それと資金を比較して、イベント内容を決めるようにしましょう。

- 持っているものはみんな使おう

自分や仲間たちが持っていて、そのイベントに使える道具や材料がないかチェックし、持っているものはできるだけ使うようにしましょう。

- 見積りをとるようにしよう

予算計画を狂わせないために、購入したりレンタルしたりする場合も、事前に必ず相手方から見積りをもらいましょう。なお予算をたてる最初の段階で、おおよその目安は、電話でも教えてくれます。

○タイムスケジュールの重要ポイント

- 準備／イベント／あと片付け、の三段階で考える

スケジュールを考える時は、まず準備、イベント時、あと片付け、の三段階に分け、それぞれについて検討するようにします。準備や後片付けの時間を考慮しておかないと、イベント本体の時間が短縮されるなど、思わぬ影響が出てくる場合があります。

- できるだけ細かく作業を分け、それぞれの時間をはっきりさせておく

それぞれの段階で必要な作業をできるだけ細かく分けて、それに要する時間を検討し、はっきりさせておきます。そしてイベントの目的に応じて各作業の要否や時間の増減を判断し、全体をまとめます。

- 余裕のある時間配分を

通常、時間を延長するイベントの方がはるかに多く見られます。早めに終わるのは、それだけで良いイベントだと言えるぐらいですから、時間配分はできるだけ余裕を持ったものとしましょう。

- 担当者、準備物もあわせて考えておく

タイムスケジュールを考える時には、あわせてその作業の担当者と準備物も検討しておきましょう。そうすれば役割分担や準備の仕方なども整理できます。全体をまとめた内容は、一覧表などにして、運営にあたるスタッフに配布しておくのがよいでしょう。

●適切な広報のタイミング

イベントの広報には、その規模にあった適切な時期があります。できるだけ早い時期から簡単な情報を継続的に流す必要は共通していますが、例えば100名以上の参加者を募集する比較的大きなイベントの場合、最低でも1~2ヵ月前から本格的な広報を開始する必要があります。また数十名の比較的小さな規模のイベントでしたら、1~2週間前の広報の方が、良く憶えておいてもらえ、効果的なことが多いようです。自分たちのイベントにあった、適切な広報の時期も検討しておきましょう。

●地域団体との連携による効果

人集めや広報の章でもふれた「地域団体との連携」は、イベントを行う場合でも、やはり同様です。広報の協力、人集めの協力、どの段階においてもイベントを地域団体とともに行うことは、双方にとって良い結果が生み出されることが多いですから、臆せず、連携を図っていきましょう。



資金集めの工夫

資金がうまく集まらない

広報誌を印刷しようと思って見積りを見てびっくり。とても払えない…。人が多くなってきたので会議室を借りようとしても、みんなからお金を集めるとは言いにくいし…。みんなでまちの美化を企画したものの、道具を買うだけでも大変…。やっぱりお金を集めるのは大事。でもどうやって？

ホンの少し使えるお金があればいいんだが…



●大切で難しい資金の集め方

自分たちのまちを良くしたい…そんな思いで始める活動は、最初の頃は手弁当、無報酬でスタートすることがほとんどでしょう。でもそのうちに活動が進み、規模が広がってくると、とてもそんな状態では追いつかなくなります。個人負担でできる範囲は限られますし、むしろそのことがネックとなって、活動の進展が妨げられかねません。資金を確保することは大変重要で、海外のNPOでは、そのために専用のスタッフをそろえるほどです。では、どのように資金を集めるのでしょうか？

●いろんなところから掻き集める…資金集めの極意

地域活動に関して、資金を集める方法としては、会員などから直接募る会費、各種の助成金、個人もしくは企業の寄付金、出版物の販売、各種事業による売り上げ、などが考えられます。大切なのは、何かひとつの資金源だけを頼りにするというのではなく、各方面からバランスよくお金を集める、という考え方を持つことです。例えば行政の助成金を単独の資金源としてアテにすると、その助成事業自体がなくなったときに大変困ることになるわけです。活動にふさわしい多様な資金源を持つことを検討しましょう。

●行政に頼るばかりが能じゃない

助成事業というと、つい行政主体のものを想像してしまいがちですが、実は民間にも助成団体はたくさんあり、最近では、いわゆる市民活動や地域活動を対象としたものも増えてきています。自分のしたい活動にふさわしい助成事業を選んで、申請してみてください。

○代表的な助成団体

(一財)ハウジングアンドコミュニティ財団 <http://www.hc-zaidan.or.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目5番地11号 新虎ノ門ビル5階 TEL : 03-3586-4869

(公財)日本財団 <http://www.nippon-foundation.or.jp/>

〒107-8404 東京都港区赤坂1丁目2番2号 日本財団ビル TEL : 03-6229-5111

(公財)トヨタ財団 <https://www.toyotafound.or.jp/>

〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階 TEL : 03-3344-1701

●助成申請書、書き方の工夫

民間であれ行政であれ、助成を受けるには申請書の書き方が重要になります。あなたの活動が、いかに優れて先進的であったとしても、助成の目的に沿っていなければ、決して選ばれることはないのです。ですから申請にあたっては、要項をよく読み、その助成でどのような効果や結果が求められているのかを把握して、自分たちの活動内容と合致するところを見つけて、その部分をアピールできるような申請書を書くことが重要です。具体的な書き方については、参考書や支援する団体がありますので、それらを参考にしてください。

●企業もスポンサーになってくれるかも

まだ事例は少ないですが、企業がスポンサーになってくれる可能性もあります。企業の地域貢献が、企業そのものの価値を高める（株価が上がるなど）という認識も高くなってきているからです。企業の規模もいろいろあり、支援内容も、物資の提供から資金援助までさまざま考えられます。まずは自分たちの活動する地域にある企業を調べて、アタックしてみましょう。ただし、活動の趣旨や目的がはっきりしていないと、企業側も対応に困りますので、最低限、企画書や予算計画書などを用意しておきましょう。なおこの場合も、他の地域団体と連携した方がよいでしょう。

●自分たちで稼ぐことも

人を頼っているばかりでなく、自分たちで稼ぐことも考えましょう。資金調達のための方法として、バザーやフリーマーケットは一般的になってきています。自分たちの特徴を活かした工夫で、試してみるのも一案です。

●行政にもある、市民活動への助成

行政では、区、市、県、さまざまなレベルで、市民活動への助成が用意されています。神戸市の支援制度を神戸市のホームページで紹介しています。

地域活動への支援制度



また、ひょうごボランティアプラザでは、兵庫県内のいろいろな助成制度一覧を閲覧できます。

■助成団体を探すためのホームページ

「(公財) 助成財団センター」

「住まい・まちづくり活動データベース」

これ以外にも、39ページで紹介した民間助成財団のホームページのリンク先から辿ることもできます。また(公財)助成財団センターでは、助成のガイドブック「助成財団 NPO・市民活動のための助成金応募ガイド 2013」を発行しています。

■助成申請に関する相談を受け付けている神戸のNPO

「(公財) ひょうごコミュニティ財団」

神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3F TEL: 078-380-3400

■兵庫県内の助成制度が閲覧できる窓口

「ひょうごボランティアプラザ」

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6F TEL: 078-360-8845



行政もまちづくりのパートナー！

行政と、うまく付き合ってますか？

行政のことどんなふうに思っていますか？

役所に行っても自分の思いがうまく伝えられなかったり、とにかく反発してしまったりという経験はありませんか？

市民と行政はそんな関係なのでしょうか？



●行政ともっとつながりを持ってみては？

阪神・淡路大震災を経て、住民のニーズを把握することや、住民が持つ力を信頼することは、ますます重要になっており、それに対応するように、行政の仕組みも変わってきています。市民と行政が無関心であったり対立しあっている状態では、地域の課題を解決していくことが困難になります。

行政と市民がお互いにパートナーとして認め合うことによって、お互いに良い結果が生まれるでしょう。

●行政職員とパートナーになるには

行政の組織が変わってきているとはいえ、ひとつの窓口ですべてのことがわかるわけではありません。でも、効果的に話をすすめて、早く担当の部署にたどりつく方法も考えられます。

○話すポイントを整理しておきましょう

地域の活動について相談するにも、まずは相手を見つけないければなりません。そのためには、はじめて話す窓口の職員にできるだけポイントを整理して伝えてみましょう。すぐに担当の部署が分かる話もあれば、今の段階では直接担当する部署のない場合もあります。話すポイントを整理しておけば、お互いにわかりやすくなります。

話すポイント

1. 問題になっていることはなにか
2. それをどうしたいと思っているのか
3. 自分たちは何ができて、できないのか
4. 何が知りたいのか（支援制度の有無、解決方法の知恵、etc）

○パートナー関係を築きましょう

地域の課題を解決していくには、市民と行政がパートナーとして役割分担をし、進めていかなければなりません。担当部署との十分な意見交換ができることによって、相互に信頼関係が生まれます。行政は地域に関するたくさんの情報を持っています。地域課題の解決に向けて力強いパートナーになってくれます。

●問い合わせ先一覧

○区役所総務部まちづくり課

自治会・ふれあいのまちづくり協議会など、地域活動に関わる事柄はこのまちづくり課がほとんど担当しています。

(各区役所代表番号)

東灘区役所	TEL：841-4131	灘区役所	TEL：843-7001
中央区役所	TEL：232-4411	兵庫区役所	TEL：511-2111
北区役所	TEL：593-1111	北神区役所	TEL：981-5377
須磨区役所	TEL：731-4341	長田区役所	TEL：579-2311
西区役所	TEL：929-0001	垂水区役所	TEL：708-5151

○区社会福祉協議会

区社会福祉協議会は各区役所内に事務所がありますので、お問い合わせ先は各区役所と同じです。

○建設事務所

道路や河川、公園のこと、公道の街灯などはここが所管しています。

東部建設事務所 (東灘区・灘区)	TEL：854-2191	中部建設事務所 (中央区・兵庫区)	TEL：511-0515
北建設事務所 (北区)	TEL：981-5191	西部建設事務所 (長田区・須磨区)	TEL：742-2424
垂水建設事務所 (垂水区)	TEL：707-0234	西建設事務所 (西区)	TEL：912-3750

○まち活拠点まちラボ（こうべまちづくり会館4F） 361-1550

まちづくり活動に対して、相談業務やまちづくり活動団体へのマッチングなどの支援を行っています。

○コミュニティ相談センター 643-2900

地域活動に関する相談や、地域の広報紙などの印刷サービスを行っています。

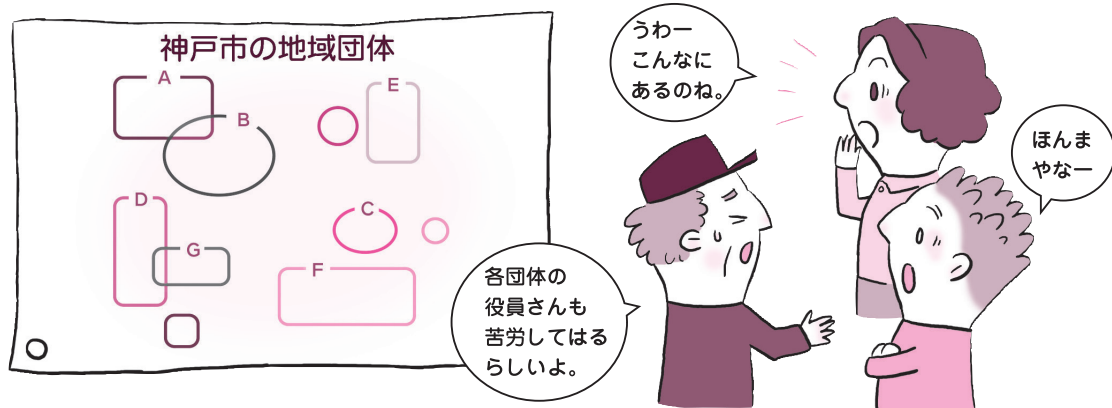
○市役所 331-8181（代表）



地域のゆるやかな連携

●同じ地域にある、さまざまな地域団体

これまでも何度か触れてきたように、同じ地域の中にも、たくさんの地域団体があります。それぞれ固有の目的や構成員を持ち、活動範囲もさまざまです。また、行政がリードして作られた組織もあれば、住民主体でつくられた組織もあります。さらに地域によっても状況は異なり、ある程度まとまって活動している地域もあれば、独自にしている地域もあります。このように多くの地域団体があることは、それだけ多くの地域課題に対処できるわけですが、一方では、過度の負担や混乱も生み出しています。



●「地域団体がたくさんある」ことの問題

このように「地域団体がたくさんある」ことの問題には、どのようなものがあるのでしょうか？

○会長や役員に集中する責務

いくつもの団体の会長や役員を兼務することになった人たちには、さまざまな仕事が集まります。そのため会議に多くの時間を割かざるを得なくなったり、各種の行事の準備に翻弄されたり、大変苦労されている方もいらっしゃいます。

○同じ顔ぶれの役員

住民の地域活動への関心のなさ、担い手不足から、一人の役員が何期にもわたって在職されることがあり、新しい地域団体が生まれる度にその役員を兼ねていく、というような状況が生まれています。結果として、どの団体にも出席してみても同じ顔ぶれの役員がそろってしまい、組織のあり方を疑問視するような声もあります。

○地域団体の活動範囲にずれがある

例えば自治会と婦人会の区域が異なる場合など、その活動範囲にずれがあると、事務手続きをはじめ、周知もれなどのさまざまな問題が発生し、地域の一体的な活動が難しくなります。

○立場が異なれば、全く知らないことも！

一方で、ニュータウンなどの新しいまちでは、団体の趣旨や構成員が異なれば、お互いのことをほとんど知らず、情報交換もなく、相互理解が不十分なところもあります。

●地域団体、連携のすすめ

このような問題点があるのは、望ましい状況とは言えません。各地域団体がそれぞれの目的や活動内容、活動や範囲を持っているにせよ、少なくとも、お互いを認識し、情報や知識などを共有していく必要があると考えられます。それが、全体として地域をより良くしていくための、第一歩となるでしょう。

●連携で生まれるさまざまなメリット

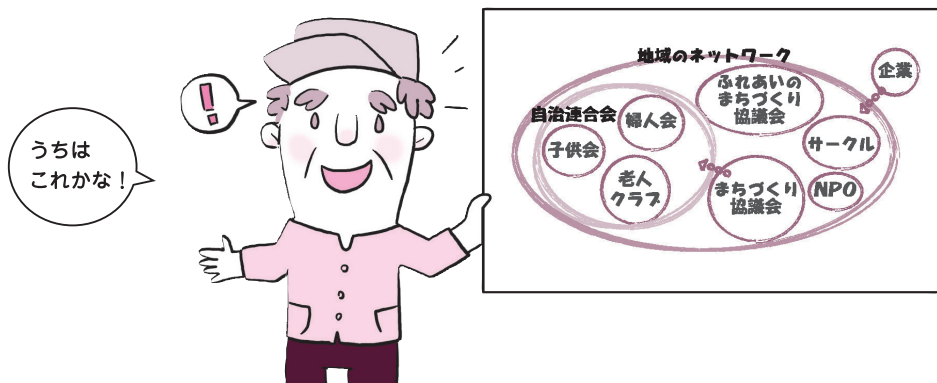
地域団体がうまく連携することで、問題点の多くが解消でき、新たなメリットが生まれます。

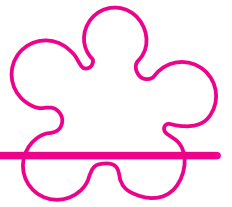
- 効率的な役割分担 : 地域の人材を適切に配置し、効率的な役割分担が可能になります。
- 効率的な予算配分 : 場合によっては、各団体の予算を、地域の实情に合わせて適切に配分することができます。
- 地域の一体性の確保 : 地域に一体感が生まれ、個性を発揮しやすく、また運営もスムーズに進めることができます。
- 地域活動の相乗効果 : さまざまな地域活動を連動させることで、お互いの活動に刺激を与えあい、相乗効果が期待できます。

こうしたメリットは、地域に新しい価値を生み出し、自分たちが行う活動を、さらにステップアップさせる基盤を築くのです。

●地域に合わせて、いろんな連携があっていい！

ではそんな地域の連携は、どのような姿があるのでしょうか？ 各地区において、地域団体のあり方がさまざまであるならば、何かひとつの決まったモデルのようなものは、つくろうと思ってもつくれません。そこは、各地区の状況に合わせて、それぞれが工夫しながら、望ましい連携の形を探ることが必要になってくるでしょう。例えば、自治会活動がしっかりしているのならば、それを主体として他の地域団体を部会のようなかたちで位置付けることもできるでしょうし、ふれあいのまちづくり協議会の活動がうまく進んでいるところであれば、横並びのネットワークをうまく活かす方法もあるでしょう。地域に合わせていろんな連携があって良いです。





●地域に応じた連携

地域の実情にもよりますが、その地域で最も望ましい連携のかたちに到達するには、一朝一夕ではいきません。各地域ではその現状に即して、とりあえずラウンドテーブルにつく、連携できるところから徐々に始めていく、というのが現実的なようです。地域団体間の連携や協働は、突然その仕組みが出来上がるのではなく、住民の粘り強い活動や話し合いの積み重ねと、協働のステップがひとつずつ進んでこそ、ようやく辿り着くものなのです。それが大きな成果を生み出しつつあることは、間違いありません。みなさんの地域でも、できることから、連携を考えてみてはいかがでしょうか？



神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年神戸市条例第58号）

本市では、基本構想の下、協働の理念に沿って、市民主体のまちづくりを積極的に進めてきている。特に、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、新たな市民主体の活動が芽生え、市民と市とが一体となり、着実に復興の歩を進めてきている。その中で、人と人とのつながりとともに、市民一人ひとりが自律し、地域社会の一員としての自覚を持つ必要があること、更に、地域における身近な課題を解決していくためには、地域における市民の知恵と力が必要であることを深く認識することとなった。

一方、21世紀の成熟社会を迎え、少子高齢社会の進行、国際化及び情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など社会経済情勢の変化がより一層進んでいる。また、地方分権が進展する中、地域が主役となり、地域の特性に応じた自己決定及び自己責任の原則に基づく地方公共団体の運営が求められている。加えて、本市の財政は、阪神・淡路大震災による被害及び長引く構造的な不況の影響により厳しい状況となっている。

こうした状況の中、ますます複雑多様化する市民の需要及び新たな地域の課題に対応し、一人ひとりの市民が主役のまちを実現するためには、これまで以上に、市民と市とが、お互いの役割を尊重し、共に課題解決に協力して取り組む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）を築き、共に考え、共に汗を流す、協働と参画のまちづくりを進めていくことが、極めて重要となっている。

市は、より一層市民の視線で物事を考え、市政の透明性の確保及び市民に説明する責務を果たすべく情報の公開及び提供に努め、市民と市との新たな役割分担を構築する必要がある。

一方、市民は、まちづくりの主役としての自覚を持ち、自ら考え、行動する必要がある。その際、個人としての活動はもとより、地域の組織としての活動が有効であること、加えて、様々な地域組織、NPO等がゆるやかに連携することが、地域の活動を活発化すると認識が重要である。

こうした認識の下、多くの市民の思いに応え、市民と市による協働と参画のまちづくりに基づく、市民の知恵と力が生きる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民と市との協働と参画のまちづくりを推進し、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力とにあふれた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き又は学ぶ者、市内で活動する地域組織、NPOその他の団体及び市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (2) 地域組織 地域において営利を目的としない公益的な活動を行う組織をいう。
- (3) NPO 特定の社会的な課題に自主的に取り組む社会貢献性のある団体をいう。
- (4) 地域 市民がお互い助け合い、はぐくみ合う心豊かな生活を送ることを目的として活動する区域をいう。
- (5) 地域活動 地域の課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (6) 協働と参画 市民と市とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、活動の前提としての地域活動に関するお互いの情報の提供及び活用（以下「情報共有」という。）に努め、相互に補完及び協力をし、共に公共的活動を行うことをいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、自主性及び自律性が尊重される中、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的に協働と参画のまちづくりに努めるものとする。

2 市民は、身近な地域及び市政に対する関心を自ら高め、活動するよう努めるものとする。

(地域組織及びNPOの役割)

第4条 地域組織及びNPOは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織、NPO、事業者その他の団体（以下「地域組織等」という。）及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、他の地域組織等及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民による地域活動の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

2 市は、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民が自ら地域における課題の解決に向けて取り組むことができるよう、必要な施策を講じなければならない。

3 市は、市民が自ら地域における課題について考え、及び行動することができるよう、市政に関する情報の公開及び提供を図り、市民と市の情報共有に努めなければならない。

4 市は、市職員に対する協働と参画のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員が協働と参画のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めなければならない。

(市職員の役割)

第7条 市職員は、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、協働と参画のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

(市民と市との関係)

第8条 市民及び市は、対等の立場でお互いの役割を理解し、及び尊重しながらパートナーシップ関係を構築するものとする。

2 市民及び市は、地域における市民相互の情報共有及び市民と市との情報共有に基づき、協働と参画のまちづくりを進めるものとする。

(協定の締結等)

第9条 市民及び市は、地域における課題の解決に取り組むため、双方協議の上でお互いの役割分担を定め、協定を締結することができる。

2 市は、様々な地域組織等の多様な活動内容に注目し、柔軟かつ弾力的な地域活動を推進するため、地域組織等のゆるやかな連携によるまちづくりを目指すものとする。

(人材支援)

第10条 市は、市民による地域活動を推進するため、地域を支える人材を支援するための施策を講ずるものとする。

2 市は、地域における人材に対する評価及び表彰の制度の充実に努めるものとする。

(財政的支援)

第11条 市は、市民による地域活動を推進するため、市民の自主的な提案に基づく地域における課題の解決に資する活動に対し、予算の範囲内で助成することができる。

2 市は、市民による地域活動を推進するため、地域に対する助成制度について、地域の実情を踏まえて運用するものとする。

(活動の場の整備)

第12条 市は、市民による地域活動を推進するため、情報の受信及び発信をする機能、活動を支援する

機能及び市民による地域に関する提案等を調整する機能を有する場の整備に努めるものとする。

2 市は、市民による地域活動を推進するため、地域内の施設を有効に利用するよう努めるものとする。

(推進体制)

第13条 市は、地域に密着した行政を推進するため、地域を担当する組織及び職員の充実に努めるものとする。

(地域活動推進委員会の設置)

第14条 市長の附属機関として、神戸市地域活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 諮問に応じ、地域活動の推進に関する事項を調査審議し、及び当該事項について意見を述べること。

(2) 地域活動の推進に関する施策の実施状況及び地域活動の現状について意見を述べること。

3 委員会は、12人以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

地域活動ちえぶくろ

発行：平成17年5月 初版発行
平成19年3月 第2版発行
平成25年9月 第3版発行
平成27年5月 第4版発行
平成29年4月 第5版発行
令和2年4月 第6版発行

編集協力：スタジオ・カタリスト

編集製作：有限会社 六甲技研

神戸市企画調整局つなぐラボ
〒650-8570
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話078-322-5170
community@office.city.kobe.lg.jp

